

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月12日（平成29年（行個）諮問第185号）

答申日：平成30年9月10日（平成30年度（行個）答申第93号）

事件名：本人が支給決定を受けた療養・休業補償給付等に係る調査結果復命書等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成27年特定月日付で特定労働基準監督署から支給決定を受けた労働災害補償保険療養・休業補償給付等に係る調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年6月6日付け岐労発基0606第3号により岐阜労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

事実と異なる憶測や、誤った情報が記載されている為。

建て込み中で無い。5号用紙は署名も押印もしておらず、住所も違う。

通院間隔が開いたのは、今月中にアパートを出てけと言われたため。合図の確認不足と断定したいかの様な記載もあるが、それは有り得ない。等々の部分全てが想像で書かれている。

審査請求期間経過後に審査請求する場合の正当な理由として、裁判や検察庁とのやり取り、長期の体調不良が重なったため、と主張している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年5月10日付けで、処分庁に対して、法28条1項の規定に基づき、「私が平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署から支給決定を受けた労働災害補償保険療養・休業補償給付等に係る調査結果復命書文書一式。」に係る訂正請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取

消しを求めて、平成29年9月6日付け（同月15日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私が平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署から支給決定を受けた労働者災害補償保険療養・休業補償給付等に係る調査結果復命書文書一式。」である。

(2) 訂正の要否について

本件対象保有個人情報の利用目的は「保険給付の決定を行うため」であるところ、本件に係る保険給付については、支給決定がなされており、これに対する審査請求の請求もなされなかったことから、既に処分が確定しているため、利用目的を達成していると認められる。

よって、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年8月2日 審議
- ④ 同年9月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成29年2月3日付け岐労発基0203第1号により開示決定され、開示の実施を受けた本件対象保有個人情報について、別紙のとおり、その訂正を求めるものである。

処分庁は、当該保有個人情報の利用目的は保険給付のためであり、当該保有個人情報においては、その利用目的を達成済みであることから、法に基づく訂正請求の対象とは認められないとして、不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報

該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 審査請求人の主張する訂正請求部分は、保有個人情報訂正請求書によると、その内容は別紙のとおりであり、おおむね、以下のとおりである。

(ア) 特定氏名は、審査請求人に命令を出し、作業指揮を取り、それは一方的なものであることから、「同僚」ではなく、「職長」であり「上司」であるので訂正を求める。

(イ) 電話のやり取りが、一部の更に切り取った自己主張のみ記載されており、また、他日のやり取りも記載されていないので、追加して記載するよう訂正を求める。

(ウ) 「休業請求に関して事業場より申立てがあったもの」と記載のある文書の不開示部分、休業の必要性の不開示部分、その他印影、住所及び電話番号以外の不開示部分の開示を要請する。

(エ) 「下部を特定氏名が支えていた」とあるが、誰も支えておらず、あの状況で（普通でも）支える人はいない等々のため、訂正を求める。

(オ) 特定病院は「症状はほぼ改善した（愁訴）」としているが、現在も症状は残存しているので、訂正を求める。

- (カ) 審査請求人は、パネル上部が鉄骨に当たるため、パネル上部を切ろうかとしているところであったことから、「ALCパネル建て込み中」は、「ALCパネル加工中」の誤りであるので訂正を求める。
 - (キ) 合図の確認不足ではなく、特定氏名がパネルを力づくで押し込もうと無言の状況で押した状況であるので、訂正を求める。
- ウ 次に、当審査会において本件対象保有個人情報を確認した結果を踏まえ、上記イ（ア）ないし（キ）に掲げる訂正請求事項の内容が訂正請求の対象となる「事実」に該当するかについて検討する。

(ア) 上記イ（ウ）について

当該訂正請求事項の内容は、不開示部分の開示を求める内容であって、事実でない情報について、その訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはなり得ないものである。

(イ) 上記イ（オ）について

当該訂正請求事項の内容は、特定病院の診療録の「傷病の経過」欄に記載された内容であり、医師が、審査請求人の傷病の経過を判断・評価している記述であることから、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当するとは認められない。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）を除く部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、当該訂正請求事項の内容は、審査請求人に係る労災請求について、特定労働基準監督署の担当官が作成した実地調査復命書及びその添付資料に記載された災害発生状況に関することであり、いずれも、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

- (1) 法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないと規定している。

そこで、上記2(2)イ（ア）、（イ）、（エ）、（カ）及び（キ）に掲げる訂正請求に係る部分の訂正の要否について検討する。

- (2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3(2)）において、本件対象保有個人情報の利用目的は「保険給付の決定を行うため」であるところ、本件に係る保険給付については、支給決定がなされており、これに対する審査請求の請求もなされなかったことから、既に処分が確定しており、利用目的を達成しているため、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない、と主張している。

- (3) 当審査会において、審査請求人の保有個人情報訂正請求書及び審査請求書を確認したところ、上記2(2)イ（イ）に掲げる訂正請求に係る部分の記載については、「追加して記載するよう訂正を求める。」と記

載されているのみであり，どの部分の表記について，どのように訂正すべきと考えているのか等について，明確かつ具体的に示されていない。また，上記2（2）イ（ア），（イ），（エ），（カ）及び（キ）に掲げる訂正請求に係る部分の記載については，特定労働基準監督署の担当官が調査した結果とは異なるものであり，事実でないと判断するに足る明確かつ具体的な根拠が示されていない。

（4）したがって，本件訂正請求に応じることが，本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているか否かを論ずるまでもなく，いずれの部分も，法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報の訂正請求につき，不訂正とした決定については，本件対象保有個人情報は，法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので，妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙 平成29年5月10日付け保有個人情報訂正請求書「訂正請求の趣旨及び理由」欄記載事項

1 趣旨

いろいろとまちがっている。

2 理由

作業状況見本とじっさいの作業じょうきょうがちがすぎる。

特定氏名は、どうりょうではなく職長であり上司であるため、これをしっかりと訂正してください。他にもあります。特定氏名はパネル下部を持っていない。

まず、特定氏名は私に命令を出し、作業指揮を取り、それは一方的なものであり、特定氏名は職長（番頭）職であり、とても同僚と呼べる立場の者ではない。歴とした上司である。

次に、同僚という表記は誤りである為、上司という表記への訂正を求めます。

電話のやり取りの文面が一部しか記載されていない上に、自己主張の文面しか書かれていない。そのやり取りは、一部の更に切り取った自己主張のみである為、他日のやり取りも記してください。

「作業請求に関して、事業場より申し立てがあったもの」とありますが、この不開示は酷いです。知る権利等に基づいてこれらのものを正してください。

他の著しい黒塗りも、印影と住所以外と電話番号以外は不開示不当故、これを訂正してください。黒塗りの字を人間が認識して読めるようにしてください。

調査官意見、×同僚特定氏名→○上司特定氏名。「下部を特定氏名が支えていた」というのはハッキリと間違っている。実際は誰も支えていなかったし、人間としてあの状況で（普通でも）支える人はいない等々の為、「下部支えていた」はハッキリと明らかにまちがっているため、これを訂正（この部分は不要です）してください。こんなケガがありえるか全国ALC屋（利害関係者のない者に限る）に問い合わせてみてください。

特定病院症状はほぼ改善した（愁訴）というが、しょうかいじょうあるのに「ぬったのか？」ときく医師2名程おり、判断も雑になってきていた。それは主観的で西洋医学的視点に欠けるものであり、現在も症状は残存している為、これを訂正してください。

「ALCパネル建て込み中」は誤りであるため、これを「ALCパネル加工中」と訂正してください。実際、審査請求人はパネル上部を加工中でした。特定氏名もやってきて、特定氏名も含めてレシプロを特定氏名に持って来させてパネル上部を切ろうかとしているところでした。上部が鉄骨に当たり、

それを切るためです。5号用紙も自分で書いた部分が無く、建て込み中は誤りです。これを加工中に訂正してください。

休業の必要についてが不開示。それを開示するよう要請します。（黒塗りを訂正してください）

災害発生状況の内容の建込み→合図の確認不足は誤り（有り得ない）正しくは、事は加工中特定氏名がパネルを力づくで押し込もうと無言の状況で押した状況であるため、それを訂正してください。